



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年11月14日火曜日 第2926号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	842
大規模小売店舗の廃止の届出.....	(経営支援課) ...	842
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	842
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	842
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	847
道路の区域変更(県道松山北条線).....	(") ...	848
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	848
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	848
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	849

告 示

○愛媛県告示第1184号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
加戸病院	喜多郡内子町内子771番地	医療法人弘友会	平成32年11月10日まで

○愛媛県告示第1185号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
フジ松前店	伊予郡松前町西古泉1-1	平成29年10月24日

○愛媛県告示第1186号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成35年11月4日	愛媛県第1275号	混合有機質肥料	スーパー有機DX	窒素全量1.7 りん酸全量4.5 加里全量3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の	有限会社宇摩ボウトリー 愛媛県四国中央市土居町津根4392

制限事項は、公定規格のとおり

○愛媛県告示第1187号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年11月14日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) 酸洗浄槽(TK-804)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第37号口 分離施設
特定施設の能力	1日当たり18トン処理(エチルクロライド)
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手3カ月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1以下 最大 1以下
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 300
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 21 最大 23.3

備考 汚水等は、中和処理施設(ＴＫ-707A/B)で処理する。

(2) アルカリ洗浄槽(ＴＫ-805)

特定施設の種別	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり18トン処理(エチルクロライド)	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 11~14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 300
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 11.7 最大 12.9

備考 汚水等は、中和処理施設(ＴＫ-707A/B)で処理する。

(3) プロピレン洗浄塔(Ｔ-150)

特定施設の種別	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり79,200ノルマル立方メートル処理(プロピレンガス)	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 14以上 最大 14以上
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 5 最大 90

備考 施設上段から発生する汚水等は、還元処理施設で処理する。

(4) HCl吸収塔(Ｔ-705)

特定施設の種別	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり1,440ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1以下 最大 1以下

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 100
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 12 最大 13

備考 汚水等は、中和処理施設(ＴＫ-707A/B)で処理する。

(5) 次亜塔(Ｔ-702)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1日当たり4,080ノルマル立方メートル 処理	
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予 定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予 定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間 隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用 時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動 の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 14以上 最大 14以上
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0 最大 14

備考 不定期に余剰次亜塩素酸ソーダを分解するときに汚水等が排出される。
汚水等は、次亜分解タンク(ＴＫ-705)、次亜排水処理槽(ＴＫ-709B)で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) アルペン中和処理施設(ＴＫ-414A/B)

工事の着手予 定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予 定年月日	着手3カ月後		
使用開始の予 定年月日	完成後直ちに		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	中和槽：縦 10メートル 横 3.0メートル 高さ 2.7メートル 沈降槽：縦 10メートル 横 3.0メートル 高さ 2.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり730トン処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1未満 最大 1未満	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 685 最大 690	通常 730 最大 730	

備考 汚水等は、No.1 総合排水処理施設を経て、No.1 排水口より排水する。

(2) 中和処理施設(ＴＫ-707A/B)

工事の着手予 定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予 定年月日	着手3カ月後		
使用開始の予 定年月日	完成後直ちに		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		

処理施設の型式	中和処理		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	A：縦 3.7メートル 横 4.9メートル 高さ 3.2メートル B：縦 3.7メートル 横 11.3メートル 高さ 2.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり470トン処理		
汚水等の処理の方式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1未満 最大 1未満	通常 6～8 最大 5.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 44.7 最大 49.2	通常 420 最大 460

備考 汚水等は、No.1 総合排水処理施設を経て、No.1 排水口より排水する。

(3) 次亜分解タンク（TK-705）、次亜排水処理槽（TK-709 B）

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手3カ月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	化学処理
処理施設の型式	次亜分解、中和処理
処理施設の構造	次亜分解タンク：チタン製 次亜排水処理槽：コンクリート製
処理施設の主要寸法	次亜分解タンク：直径 2.7メートル 高さ 4.912メートル 次亜排水処理槽：縦 5.0メートル 横 3.5メートル 高さ 2.0メートル
処理施設の能力	1日当たり16立方メートル処理

汚水等の処理の方式	分解・中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	不定期		
処理施設の1日当たりの使用時間	8時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～11 最大 9～13	通常 6～8 最大 6～8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0 最大 14	通常 0 最大 16

備考 汚水等は、No.1 総合排水処理施設を経て、No.1 排水口より排水する。

(4) 還元処理施設

設 置 年 月 日	昭和48年11月10日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	還元及び中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 15.0メートル 横 5.1メートル 高さ 1.7メートル × 2基		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり750立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	還元及び中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～7.5 最大 6.5～7.5	通常 6.5～7.0 最大 6.0～7.0

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 655 最大 799	通常 313 最大 402
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 31 最大 52	通常 31 最大 52
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 10	通常 2 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 7	通常 1 最大 7
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 228.1 最大 426.0	通常 228.1 最大 426.0

備考 汚水等は、No.3総合排水処理施設を経て、No.3排水口より排水する。

(5) ECH活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年2月10日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 90メートル 横 50メートル 高さ 5.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,870立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0	通常 6.0~7.5 最大 6.0~7.5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 537 最大 649	通常 41.8 最大 54.6
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 51 最大 51	通常 50 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.1	通常 0.01 最大 0.1	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,499 最大 3,813	通常 3,499 最大 3,813
----------------------------	----------------------	----------------------

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(6) No.1総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和53年8月31日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	集水槽：縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり40,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈降分離処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.0 最大 15.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 20,474 最大 27,557	通常 20,474 最大 27,557

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(7) No.3総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和49年6月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理及び中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	土堰堤型式		

処理施設の主要寸法	沈降槽：縦 95.0メートル 横 60.0メートル 高さ 2.0メートル 中和槽：縦 48.0メートル 横 60.0メートル 高さ 2.2メートル		
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降処理及び中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.5	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.5
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 13.0 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1.9 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.0 最大 7.0
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 36,902 最大 40,748	通常 36,902 最大 40,748

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0～7.5 最大 6.5～8.0
----------------	-----------------------	--------------------------

化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 11.2 最大 20.0
浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 15.0 最大 27.0
窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 4.0 最大 15.0
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 20,474 最大 27,557

(2) No.3排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.5
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1.0 最大 7.0
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 36,902 最大 40,748

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1188号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-24)第2256号	平成24年12月10日	(有)仙波組	仙波 恭二	松山市南久米町72-4	平成29年10月24日	塗装工事業	建設業の廃止（一部）
(般-28)第7640号	平成28年5月25日	大森電機	大森 明宏	松山市北斎院町810-20	平成29年10月31日	電気工事業	建設業の廃止（法人成り）

○愛媛県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市下伊台町乙126番3地先から 同町乙127番7地先まで	旧	メートル 5.4～7.7 11.6～17.2	キロメートル 0.080 0.088	
			新	11.6～17.2	0.088	

○愛媛県告示第1190号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人広仁会広瀬病院	廣 瀬 精 久	八幡浜市1280番地9	平成 29年11月1日
聴覚・平衡・音声、言語・そし ゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 日出夫	東温市志津川	平成 29年11月1日
肢 体 不 自 由	小 児 科	公立学校共済組合四国中央病院	日 野 ひとみ	四国中央市川之江町2233番地	平成 29年11月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	内 科	公立学校共済組合四国中央病院	板 垣 達 三	四国中央市川之江町2233番地	平成 29年11月1日
肢 体 不 自 由	内科、リハビリ テーション科	伊 予 病 院	奥 村 淳 子	伊予市八倉906番地5	平成 29年11月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	松 前 病 院	仲 田 紀 彦	伊予郡松前町大字筒井1592番地1	平成 29年11月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	高 田 恵 吉	西条市朔日市269番地1	平成 29年11月1日
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	矢野脳神経外科医院	中 川 晃	八幡浜市古町1丁目6番12号	平成 29年11月1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	藤 井 昭	東温市志津川	平成 29年11月1日

○愛媛県告示第1191号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
越 智 達 正	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269 - 1	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	平成29年 10月1日
佐 藤 秀 樹	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲甲570番地	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	平成29年 10月1日
坂 上 智 城	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市 立 八 幡 浜 総 合 病 院	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成29年 10月1日
三 好 雅 樹	伊 予 病 院	伊予市八倉906番地5	医 療 法 人 広 仁 会 広 瀬 病 院	八幡浜市1280番地9	平成29年 9月1日

○愛媛県告示第1192号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成29年11月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
音声、言語機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科、外科	医療法人広仁会広瀬病院	松 原 淳	八幡浜市1280番地9	平成 29年10月16日